

インターネットの自由を巡る 最近の攻防

読売新聞 若江雅子

ネット社会の自由は守られるのか

著作権 VS

フェイクニュース VS

名誉毀損・誹謗中傷 VS

データビジネス VS

セキュリティ VS

.....

通信の秘密

通信の自由

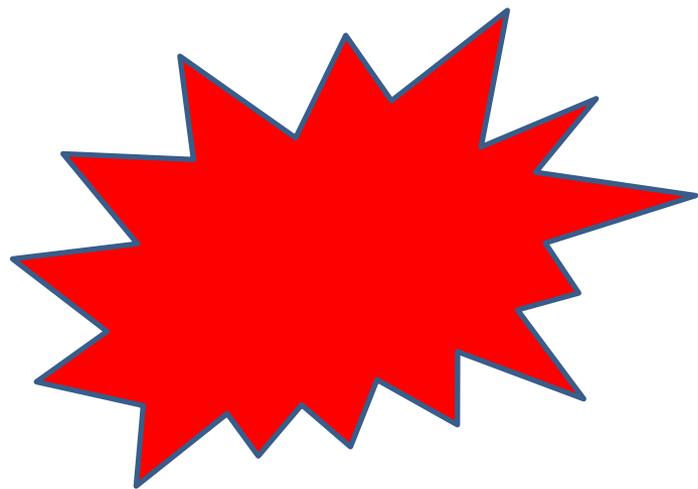
表現の自由

情報収集の自由

プライバシー

シーズン1…… ブロッキング

通信の秘密



著作権の保護

ブロッキング巡る経緯

2017年夏～漫画村の閲覧者が急増

2018年

2月16日 知財本部「検証・評価・企画委員会」

4月13日 政府が緊急対策「ブロッキング適当」
名指し3サイトはその後事実上閉鎖

6月22日 海賊版サイト対策TFで法制度整備検討

10月15日 とりまとめ断念

4月13日の決定

インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策（概要）

平成30年4月13日 知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議

1. 背景

- ▶ 昨今運営管理者の特定が困難であり、侵害コンテンツの削除要請すらできない海賊版サイト（例えば、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」等のサイト。）が出現し、著作権者等の権利が著しく損なわれる事態となっている。

2. 特に悪質な海賊版サイトのブロッキングに関する考え方の整理

- ▶ ブロッキングは、「通信の秘密」を形式的に侵害する可能性があるが、仮にそうだとした場合でも、侵害コンテンツの量、削除や検挙など他の方法による権利の保護が不可能であることなどの事情に照らし、**緊急避難（刑法第37条）の要件を満たす場合には、違法性が阻却されるもの**と考えられる。

（※ただし、極めて重大な被害を拡大させている特に悪質な海賊版サイト以外の、違法・有害情報一般に関する閲覧防止措置として濫用されることは避けなければならない。）

3. ブロッキング対象ドメインについて

- ▶ 当面の対応としては、**法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置**として、**民間事業者による自主的な取組**として、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」の3サイト及びこれと同一とみなされるサイトに限定してブロッキングを行うことが適当と考えられる。
- ▶ サイトブロッキング対象ドメインの考え方に沿って、適切な管理体制の下ブロッキングの実施がなされるよう、知財本部の下に、関係事業者、有識者を交えた協議体を設置し、早急に必要とされる体制整備を行う。

4. 国民レベルでの海賊版対策の著作権教育の重要性

- ▶ インターネット上の海賊版の流通・閲覧防止のため、**学校関係者、事業者、関係団体等と連携しながら、学校、地域における著作権教育に取り組み、著作物等を尊重する意識の醸成を図る。**

通信の秘密

日本国憲法

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

通信の秘密

電気通信事業法

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

通信の秘密

第179条 電気通信事業者の取扱中に係る通信（第164条第2項に規定する通信を含む。）の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 電気通信事業に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

通信の秘密に属する事項

通信内容並びに通信当事者の住所・氏名、発受信場所及び通信年月日等通信の構成要素の情報

(電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン)

ウェブサイトの閲覧、掲示板への投稿など「公然性を有する通信」でも同様

通信の秘密
国民のプライバシー
知る権利
表現の自由
インターネットの自由

調整や整理

インターネットの発達
いろいろな課題が...

プロバイダ責任制限法(2001年)

- 1996年9月～「電気通信における利用環境整備に関する研究会」
- 1997年10月～「電気通信サービスにおける情報流通ルールに関する研究会」

※「公然性を有する通信」でも通信の秘密の保護対象とするとの整理

児童ポルノのブロッキング

- 2008年5月 与党PTが法規制を検討
- 2009年3月 安心ネットづくり促進協議会が検証開始
- 2009年6月 警察系の「児童ポルノ流通防止協議会」が検討開始
- 2010年3月 「児童ポルノ流通防止協議会」が報告書
- 2010年6月 安心協が報告書
- 2011年3月 社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会(ICSA)を「児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体」として選定
- 2011年4月 ブロッキングスタート

サイバー攻撃と通信の秘密

2007年 電気通信事業者における大量通信等への対処と通信の秘密に関するガイドライン

電気通信関連4団体

2013年～電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会

2014年 第一次とりまとめ

2015年 第二次とりまとめ

2018年 第三次とりまとめ

では

海賊版サイト

では？

知的財産推進計画2016（抜粋）

2016年5月

デジタル・ネットワーク時代の知財侵害対策

インターネット上の知財侵害に対する諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況の把握等を通じ、その効果や影響を含めて引き続き検討を行う。(短期・中期)(内閣府、関係府省)

知的財産推進計画2017(抜粋)

2017年5月

インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策

インターネット上の海賊版対策については、オンライン広告対策の民間における検討体制の運用について支援するとともに、リーチサイト対策、サイトブロッキングに係る課題の検討など、全体的な取組について関係府省が連携しつつ、引き続き検討を行う。(短期・中期)(内閣府、関係府省)

日本国におけるオンラインでの 著作権侵害への対処 —サイト・ブロッキングの導入に向けて—

弁護士 Michael Schlesinger^{*1}

弁護士 遠山 友寛^{*2}

オンラインでの著作権侵害は、国内外のクリエイターに対して深刻な損害及び利益損失を被らせ、また正当なデジタル・プラットフォームの成長を阻害している。日本国政府は、法律及び憲法に配慮した、適切かつ、バランスのとれたサイト・ブロッキングを直ちに採用すべきである。

I. はじめに

近年、我が国では、著作権を侵害し又はそれを容易

縛から脱却し、サイト・ブロッキングの導入に向けた建設的な議論の一助とするべく、サイト・ブロッキングに関する諸外国の導入事例を整理した上で、憲法及び著作権侵害防止法を踏まえ、我が国での導入に

2017年夏～

漫画村の閲覧者数急増

2018年2月16日

知的財産戦略本部会合の検証・評価・企画委員会で
キングがテーマ

2018年3月19日

菅官房長官の記者会見発言

「ブロッキング含め、あらゆる方策の可能性を検討」

2018年4月13日

政府の緊急対策

知的財産戦略本部
検証・評価・企画委員会（第3回）

インターネット上の海賊版対策に係る 現状と論点等整理

平成30年2月16日

内閣府 知的財産戦略推進事務局

検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合(第3回)

議事要旨

- 【日 時】 平成30年2月16日(金)14:00～16:00
- 【場 所】 中央合同庁舎4号館 共用第1特別会議室
- 【委 員】 中村座長、石川委員、内山委員、大崎委員、川上委員、喜連川委員、重村委員、瀬尾委員、竹宮委員、野間委員、福井委員、堀委員、宮島委員、菅野委員代理、華頂委員代理
- 【参 考 人】 後藤代表理事(CODA)、横崎事務局長(CODA)、森弁護士、木下准教授
- 【関係省庁】 総務省 豊嶋情報通信作品振興課長、大村消費者行政第二課長
経済産業省 山田コンテンツ産業課長、宮下模倣品対策室長
文化庁 奈良国際課長、小林著作権調査官
警察庁 佐々木生活経済対策管理官補佐、岩坂情報技術犯罪対策課補佐
財務省 加藤知的財産調査室長
- 【事 務 局】 住田局長、川嶋次長、小野寺参事官、岸本参事官、北神企画官、渡邊参事官補佐、南参事官補佐



中村伊知哉（慶應義塾大学教授）
石川和子（日本動画協会理事長）
内山 隆（青山学院大学総合文化政策学部教授）
大崎洋（吉本興業（株）代表取締役社長）
川上量生（カドカワ（株）代表取締役社長）
喜連川 優（国立情報学研究所所長）
重村一（ニッポン放送 代表取締役会長）
瀬尾太一（日本写真著作権協会常務理事）
竹宮恵子（漫画家、京都精華大学長）
野間省伸（講談社社長）
福井健策（弁護士）
堀義貴（ホリプロ社長）
宮島香澄（日テレ解説委員）





ハイライト
その1

2017年夏～漫画村の閲覧者数急増

2018年2月16日 知財本部の検証・評価・企画委員会

2018年3月19日 ~~菅官房長官の記者会見発言~~

「ブロッキング含め、あらゆる方策の可能性を検討」

4月6日 毎日新聞が一面で「政府、遮断要請へ」

4月13日 政府が緊急対策発表「3サイトへのブロッキングが適当」

4月23日 NTTグループが「ブロッキング実施する」と発表

4月26日 中澤弁護士がNコムを提訴

6月22日 知的財産本部に海賊版サイト対策TF発足

10月15日 TFがとりまとめを断念



ハイライト
その1

弁護士ドットコム > インターネット > 海賊版サイト「ブロッキング要請は法的に無理筋」東大・宍戸教授、立法を議論

インターネット

2018年04



宍戸常寿教授（2017年11月撮影）

海賊版サイト「ブロッキング要請は法的に無理筋」東大・宍戸教授、立法を議論すべきと批判

インターネット上で、マンガや雑誌が無料で読める「海賊版サイト」が、深刻な社会問題と

ズバリ

- ✓ ブロッキングは通信の秘密の侵害にあたる
- ✓ 海賊版サイトのブロッキングは「緊急避難」(刑法37条)の要件を満たさない((1)現在の危難、(2)補充性、(3)法益の均衡)
- ✓ 過酷な人格権侵害がネット上で継続している児童ポルノだからこそ、ぎりぎり緊急避難の要件を満たした
- ✓ 公開の議論もなく、きちんとした立法手続きも踏まずに、無理筋な解釈変更で済ませようとするならば、政府統治の正当性を破壊する

反対意見を表明した主な団体

情報法制研究所、モバイルコンテンツ
審査・運用監視機構、主婦連合会、イン
ターネットユーザー協会、日本インター
ネットプロバイダー協会、全国地域婦人
団体連絡協議会、日本ネットワークイン
フォメーションセンター、全国消費生活
相談員協会、安心ネットづくり促進協議
会…

海賊版対策会議(6月から～)



知的財産戦略本部

「知的財産推進計画2018」決定
(2018年6月12日)

「知的財産戦略ビジョン」決定
(2018年6月12日)

検証・評価・企画委員会

○「推進計画2018」素案取りまとめ

産業財産権分野を取り扱う会合

(座長) 渡部 俊也
東京大学政策ビジョン研究センター 教授

コンテンツ分野を取り扱う会合

(座長) 中村 伊知哉
慶應義塾大学大学院
メディアデザイン研究科 教授

○オープンイノベーションに向けた知財マネジメント、地方・中小・農林水産分野における知財活用、知財教育、知財価値の評価及び損害賠償額の適正化等(※)について検討

○11月から5月まで6回開催

○コンテンツの海外展開促進、映画産業振興、デジタルアーカイブの推進、模倣品・海賊版対策等について検討

○11月から5月まで6回開催

※合同会合としても開催

○「推進計画2017」の進捗状況検証、データ・人工知能に関する財システム構築のフォローアップ、推進計画素案取りまとめ等

知的財産戦略ビジョンに関する専門調査会

○「知的財産戦略ビジョン」(仮称)素案の取りまとめ

○2025年—2030年頃を見据えた中長期の社会・産業像、イノベーションの促進に向けた知的財産関連システムの刷新、知財創造教育人材・知財人材育成、クールジャパン資源の再発見・再生産メカニズム等について検討

○12月から4月頃まで6回開催

知財のビジネス価値評価検討 タスクフォース

(座長) 渡部 俊也
東京大学政策ビジョン研究センター 教授

インターネット上の海賊版対策に関する 検討会議(タスクフォース)

(座長) 中村 伊知哉 慶應義塾大学大学院
メディアデザイン研究科教授
村井 純 慶應義塾大学大学院
政策・メディア研究科委員長

新規設置

※既に、タスクフォース設置については、4/2の検証・評価・企画委員会合同会合にて了承済。

ブロッキング以外の諸対策

広告規制

使いやすい正規版サイトの振興

CDN事業者への法的働きかけ

国際執行の強化

検索結果の表示抑制

フィルタリング

リーチサイト規制

静止画ダウンロードの違法化

教育啓発

……欠点をあげ、不十分である点を強調

事務局による進行の問題

- ▶ 世界42カ国で導入済み？
- ▶ SOPAをスルー
- ▶ 「3000億円」の被害額？



42か国で導入済み？

「世界42カ国」で導入済み？

	国名	実績
1	オーストリア	1
2	ベルギー	15
3	デンマーク	63
4	フィンランド	2
5	フランス	23
6	ギリシャ	2
7	アイルランド	5
8	イタリア	716
9	ポルトガル	864
10	ルーマニア	
11	スペイン	27
12	英国	162
13	ブルガリア	
14	クロアチア	

	国名	実績
15	キプロス	
16	チェコ共和国	
17	エストニア	
18	ドイツ	
19	ハンガリー	
20	ラトビア	
21	リトアニア	
22	ルクセンブルク	
23	マルタ	
24	オランダ	
25	スロバキア	
26	スロベニア	
27	スウェーデン	2
28	ポーランド	

最初の仮
分あり

EU加盟国28カ国。 は実績なし



SOPAをスルー？

米国について概観？

検討会議においては、まずブロッキングに関する制度整備に係る議論の参考情報として諸外国(アメリカ、カナダ、**以下略**)においてインターネット上の著作権侵害対策として、海賊版コンテンツの削除、(**中略**)没収等、複数の手法が採用されている状況にあることを概観した。

第5回 事務局資料「ブロッキングに係る法制度整備を行う場合の論点について(案)」1頁

SOPA (STOP ONLINE PIRACY ACT) オンライン海賊行為防止法案

-
- 2011年10月26日に下院司法委員会に提案。上院にも同内容の法案(PIPA)が上がっている。
 - ネット企業、消費者団体等が大反対。2012年1月18日には、ブラックアウトによる一斉抗議行動。ウィキペディアは24時間サービスを停止。
 - オバマ政権は、インターネット検閲、技術革新の抑圧、インターネットの安全性低下につながる法案は支持しないと意見表明
 - 2012年1月20日、議会は法案の無期延期を発表

事務局の行動 一時系列一

- 第3回会議(2018/07/18)において、文化庁から「諸外国における侵害対策調査」の報告。ここにアメリカの制度・運用に関する記載あり(SOPAの言及はなし)。
- 第3回会議(2018/07/18)において、オーストラリア、韓国のブロッキングの制度について、専門家から詳細な報告。
- 第4回会議(2018/07/25)において、ドイツ、イギリスのブロッキングの制度について、専門家から詳細な報告。**【ここで海外の報告は終了】**
- 第5回会議(2018/08/24)において、**「ブロッキングに係る法制度整備を行う場合の論点について(案)」が事務局より提出される。そこにアメリカについて「概観した」の記載あり。**
- 第6回会議(2018/08/30)において、事務局より**「中間とりまとめ骨子(案)」が提出される。**森先生が「SOPAについて、なぜ報告しないのか」と批判



「3000億円」？

「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」

平成30年4月13日 知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議

(別紙)特に悪質な海賊版サイトに関するブロッキングについての法的整理

1 例えば、1. 背景で示した「漫画村」「Anitube」「Miomio」では、それぞれのサイトへの訪問者が、「漫画村」では、約1億6000万人(96%が日本からのアクセス)、
「Anitube」については、約4600万人(99%が日本からのアクセス)、「Miomio」では、1200万人(80%が日本からのアクセス)になっている(※いずれも2018年2月のデータ)。また、被害額については、流通額ベースの試算で、「漫画村」については約3000億円、「Anitube」では約880億円、「Miomio」では約250億円に上ると推計されている
(一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)による推計)。

情報法制研究所による情報開示請求

警察庁から出てきた3月29日作成時の原案

インターネット上の海賊版サイト
に対する緊急対策（案）

平成 30 年 4 月
犯罪対策閣僚会議

3月29日案の記載

i) 現在の危難：

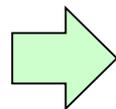
- ・ 今回対象として検討する「特に悪質な海賊版サイト」に関しては、著作権という財産の侵害行為が確実かつ深刻な程度で存在しており、「現在の危難」は現実として存在すると言える。
- ・ 各サイトの訪問者数については、漫画村が約1億6000万人（96%が日本からのアクセス）、Anitubeについては4600万人（99%が日本からのアクセス）、Miomioが1200万人（80%が日本からのアクセス）となっている（いずれも2018年2月のデータ）。被害額については、大手出版社であるA社では、直近年度において数十億円以上、割合にして20%～40%程度の売上減少という甚大な損害を被っている可能性があり、更に、大手電子書店B社及びC社においては、漫画村が登場した昨年8月頃を境として、急激に売上が悪化しており、両書店における被害額は少なくとも総額20億円以上となるとのデータもある。また、漫画村と同様に被害が拡大しているAnitube及びMiomioについても、それぞれ、アニメ制作会社等著作権者の被害額は、約880億、約250億円に上ると推計される。

2週間で……被害額が拡大

アクセス数は同じ(漫画村約1億6000万人)
被害額は3月29日案から大幅に拡大

大手出版社A社は、直近年度において数十億円以上、割合にして20%~40%程度の売上減の可能性、大手電子書店B社及びC社の売り上げ減は総額20億円以上となるとのデータも

3月29日



被害額については、流通額ベースの試算で、「漫画村」約3000億円

4月13日

第1回 6月22日(金) 8:30~10:00

- 本検討会議の設置の背景及び検討のスコープについて

第2回 6月26日(火) 9:00~11:00

- 正規版流通の取組状況について①
- これまでの既存の海賊版対策に関する実効性評価について①

第3回 7月18日(水) 13:00~15:00

- 正規版流通の取組状況について②
- これまでの既存の海賊版対策に関する実効性評価について②
- 特に悪質な海賊版サイトに対する権利行使を可能とする制度整備の方向性について(諸外国における海賊版対策の概要含む)



<第4回以降の予定>

第4回 7月25日(水) 14:00~16:00

第5回 8月24日(金) 17:00~19:00

第6回 8月30日(木) 8:00~10:00



9月中旬頃

- 「中間取りまとめ(案)」について
(→ 「中間取りまとめ(案)」に対するパブリックコメント)

ハイライトその2

8月24日第5回検討会



法律論だけでなく、通信の秘密の本質についても議論してほしい

プロバイダーは、その気になればユーザーの大量のアクセスログを悪用することもできる。それでも、ユーザーがネットを安心して使えるのは、通信の秘密がプロバイダーに、ユーザーの情報収集の自由を守る役割を担わせているから。

ブロッキングが導入されれば、プロバイダーの役割はユーザーを守る役割から、ユーザーを監視する立場に変わる。議論の本質は、ネット社会のあり方として、ユーザー監視の方向に進むのか、自由なネット社会を目指すのか、どちらを選ぶのか、ということ。
(中溝課長)

これに対し・・・

「あぜんとした。政府の一員でありながら、こんな次元の対立軸を立てるとは」(林委員)

「発言の適切性が若干気になる」
(住田事務局長)

勇気を得て波状攻撃

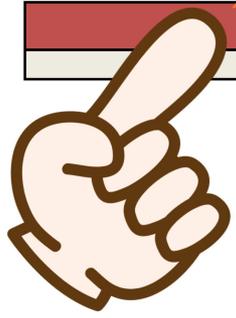
- ✓ JILISが情報公開請求で「3000億円盛りすぎ疑惑」を追求
- ✓ 山口貴士弁護士が米国司法制度を活用してクラウドフレアから漫画村運営者の情報を引き出す
- ✓ 山岡裕明弁護士が東京地裁でクラウドフレアに発信者情報開示などの仮処分決定をゲット
- ✓ 関係団体の各種シンポジウム
- ✓ 委員以外の専門家による意見書……

該当箇所	修文内容	理由
全体に関し	特に第3章以下	単にヒヤリング、書面の提出等で触れられただけであるにもかかわらず、検討の結果であるかのような記載が多い。議論がされたものとしてでないものは明確に書き分けるべきである。
6頁14行目～32行目	Itunesによる正規版流通について加筆されたい。	音楽に関する海賊版流通については、CD等の媒体からネット配信へのシフトが重要で、Itunesによる正規版のネット配信が大きなターニングポイントであった。この点に触れないのはアンバランスである。
11頁脚注1の12行目の括弧書き	削除するべき	機会の損失が売り上げの機会の減少であれば、それは逸失利益に他ならない。売上の機会の減少以外のものであれば、損害とは関係ない。いずれにしても矛盾した記述となる。また、この計算方法の正当性や位置づけについては、検証されておらず、審議会が一定の評価をしたかのような記述は避けるべきである。
12頁6行目「再び売上げが急拡大した。」	大きく低下しを「大きく低下した。ただし、売上げ自体は増加しており、売上げが減少するには到っていない」に変更するべき	売り上げが減少していないことも、海賊版サイト対策への立法事実としては重要である。4000億円の電子書籍市場で3000億円の損害があるのであれば、売り上げが減少していないということはある得ない。数字を公平に評価するべきである。
12頁6行目「また」から7行目「増加した。」まで	増加したの後に、「ただし、その後入会者数は減少して、政府決定から5ヶ月以内に政府決定時の入会者数を下まわっている。」と記載するべき。	dアニメストアは、すぐに4月13日の基準以下になっている。これは、少なくとも海賊版サイト等の影響が一過性であることを裏付けるものである。また、マンガ村が宣伝になっていた可能性。マンガ村と出版社の売上げが因果関係を欠く可能性等もあり、数字を検証せずに、海賊版サイトの影響の傍証とすることは許されない。
14頁14行目から同頁末まで	削除するべき。	CDNIに対する配信停止請求でサーバを特定する必要はないので、記載自体が基本的な誤りを含んでいる。また、逃亡する例が多いという具体的な根拠は審議会で一切検討されていない。これはCDN事業者の運用等を確認するべきである。特に出版社がクラウドフレアに対する開示請求訴訟もしていない現状で、していないのに、逃亡されるというのは矛盾する。
15頁1行目から4行目まで	削除するべき。	出版社が具体的な請求をどの程度したのか明らかではない状況で相当困難と評価するのは早計である。実際に法的措置をせずに、困難というべきではない。
15頁11行目	「被害が拡大した」の後に、「ただし、CDN事業者に対する発信者情報開示請求及び配信停止請求に関する裁判手続きはとっていない。」を追記するべき。	削除要請を行うことができなかったという記述が、出版社が講じる措置を全ておこなったかのようなミスリードを与えるものであり、CDN事業者に対する法的措置をとっていないことを明記するべき。
15頁22行目から25行目	「近年、前述のように海賊版サイトの運営に際してオフショアホスティング・防弾ホスティング等を利用するケースが増えているが、「anitube」の場合は、CODAが調査を行いサイト運営者を特定することに成功した」に変更するべき。	防弾ホスティングの場合に、サイト運営者の特定が出来ないが増えていると言うが、実際にCDNIに対する発信者情報開示等を行っていない状況で、特定できないと断定するのは早計である。また、希有な例と言うのも断定するのは早計である。
17頁9行目	「に達した」を「達したという資料が示された」に変更する。	similarwebの数字の信用性には、重大な疑念があり、これが客観的な資料であるかのように扱うことは許されない。
20頁1行目海賊版サイトBの月間訪問数の推移	脚注に、訪問者数の出典がどこかを明示するべき	数字については、検証可能な程度に出典を示すべきである。
43頁3行目「また」から5行目「止められない」まで	「また、こうした業界団体に加盟していない企業も多数存在しており、そうした企業から海賊版サイトへの出稿停止を求める請求権は現行法上は存在しない。」	止められないというのは、あくまでも現行法の枠組みの問題であり、その点を明記するべき。
43頁12～13行目	削除するべき	広告モデルを採用していない大規模な海賊版サイトは、現時点では確認されていない。

第8回穴戸委員提出資料 専門家から寄せられた指摘 約40項目も

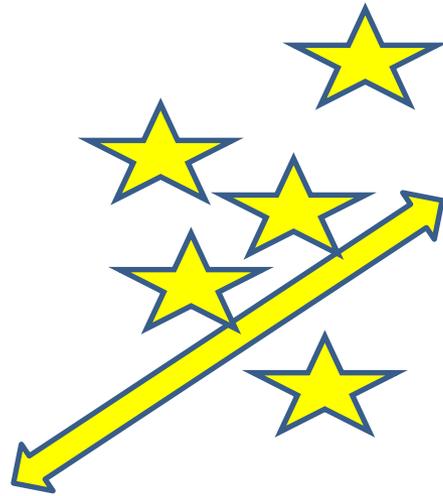
勇気を得て波状攻撃

- ✓ 事務局とりまとめに反対する9委員の意見書
第8回(9月19日)に提出し、その次の9回
(10月15日)にも結束を維持



ハイライトその3

10月15日最後の攻防



村井先生の勇姿(10月30日親会)

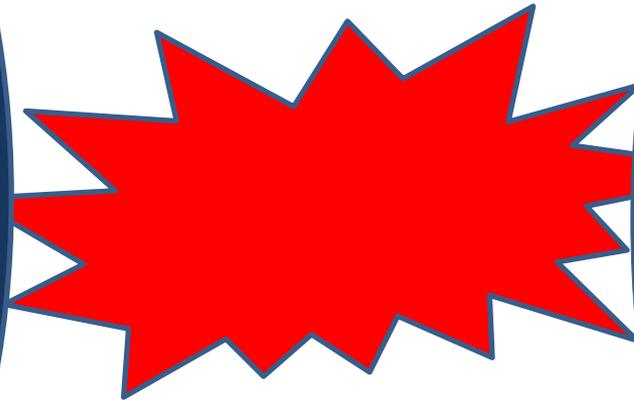
この親委員会には、(賛成派の)6名がタスクフォースに参加しているが、(反対の)意見書を出した9名はここには1名も入っていない。座長を除く委員は18名で、その半分を占める9名の方が意見書を出したので、座長としては無視できない意見になった。

そのため、この部分もぜひ考慮していただきたい。9名の方は、ここには1名も来ていないので、その意見を聞くことが難しくなっている。

また、この9名の書いた意見書は、本日の資料には入っていない

シーズン2…… ダウンロード規制

ユーザーの
情報取得の
自由



著作権の
保護

文化審議会著作権分科会 法制・基本問題小委員会(第4回)

海賊版サイト対策検討会が空中
分解した約2週間後

日時：~~平成33年10月29日~~(月)

16:00~19:00

場所：東館3階第1講堂

議事次第

1 開会

2 議事

- (1) 著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方について
- (2) 地理的表示保護法及び種苗法の審査手続等に関する権利制限について
- (3) **著作権を侵害する静止画(書籍)のダウンロード違法化について**
- (4) 改正著作権法第47条の5第1項第3号に基づく政令のニーズについて【※非公開】
- (5) その他

3 閉会

ダウンロード
違法化が登場

ダウンロード違法化・刑事罰化

違法ダウンロードの 罰則対象となる著作物

すでに対象となっているもの

- ▶ 映画
- ▶ 音楽

対象に加えることが
検討されているもの

- ▶ 漫画
- ▶ 雑誌
- ▶ 写真
- ▶ 小説
- ▶ 論文

著作物
全般



(著作権を侵害する静止画(書籍)のダウンロードの違法化の検討)

著作権を侵害する静止画(書籍)のダウンロードの違法化については、近年、インターネット上における海賊版サイトによる権利侵害が深刻化する中、海賊版サイトに対処する方策の一つとして、今般、検討会議において、複数の委員から、検討の必要性について指摘があった。

本件については、海賊版対策として一定の効果がある可能性はあるものの、現時点ではダウンロードによる被害実態の把握や違法化した場合の効果の検証が必ずしも十分に行われている状況ではないこと、違法化によって典型的な海賊版サイトからのダウンロードのみならず国民生活に幅広く大きく影響が及び得ること等の課題もある。²⁵このため、今後、以下の点に留意しながら直ちに検討を行うことが適当と考えられる。

「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」
中間まとめ(案)
～インターネット上の海賊版サイトに対する総合対策～

(整理すべき課題)

○ダウンロードによる被害実態の把握

○現在問題となっている主要な海賊版サイトに対する効果の有無

- ・「漫画村」など近年問題とされている主要な海賊版サイトは、ダウンロードを伴わないストリーミング方式を採用しており、ダウンロードを違法化したとしても、これらの海賊版サイトへの直接の対策にはならない。
- ・違法にアップロードされた音楽・映像のダウンロードは既に違法化されており、これにより、ダウンロード自体は減少したものの、ストリーミング方式の「Anitube」や「Miomio」等の利用は引き続き広く行われていたことから、海賊版サイトの視聴行為への間接的な抑止効果も限定的である可能性がある。
(「漫画村」においては、ダウンロードを伴わない視聴行為であれば適法であるとの説明が行われていた。)

○国民生活への影響

- ・違法にアップロードされた「静止画（書籍）」には、典型的な海賊版サイト上にあるものだけでなく、ブログ等のウェブページやインターネット上の文書に埋め込まれた画像等も含まれ、幅広いコンテンツが対象範囲となることから、そのダウンロードを違法化することは国民生活に広範囲に影響が及び得ることになる。
- ・平成21年著作権法改正に際して行われたパブリックコメントにおいては、著作権を侵害する音楽・映像のダウンロード違法化による上記のような国民生活への影響を懸念する声が多数寄せられ、インターネット上においても多くの反対論が展開された。音楽・映像よりも広範に国民生活に関わりがあると考えられる「静止画（書籍）」のダウンロードについても、丁寧な検討が求められる。

「漫画村などのストリーミング型には効果がなく」「幅広いコンテンツが対象になる」と既に指摘していた！

どこかで見た風景・・・デジジャブ感

2. ダウンロード違法化の対象範囲の拡大

【第30条第1項第3号等関係】

違法にアップロードされたものだと知りながら侵害コンテンツをダウンロードすることについて、私的使用目的であっても違法とし、正規版が有償で提供されているもののダウンロードを継続的に又は反復して行う場合には、刑事罰の対象にもする。

(※) 音楽や映像については、既に違法化(H21)及び刑事罰化(H24議員修正)がされている。

改正の趣旨

- インターネット上の著作権侵害が深刻化しており、既にダウンロードが違法化されている音楽・映像以外にも、漫画、雑誌、写真集、文芸書、ビジネスソフト、ゲーム、学術論文など、幅広い分野で被害が確認。
- 違法な情報源から積極的に便益を享受しようとするユーザーの行為に正当性はないことから、諸外国(ドイツ・フランス・カナダ等)の取扱いも踏まえ、ダウンロード違法化の対象範囲を著作物全般に拡大する。

文化庁の自民党部会への説明資料より

		現行	法改正案(イメージ)
民事措置 【第30条第1項第3号等】	対象著作物 (対象行為)	違法にアップロードされた 音楽・映像 (録音・録画)	違法にアップロードされた 著作物全般 (複製)
	主観要件	違法にアップロードされたものだと知りながらダウンロードする場合は対象	同左
		—	重過失の場合でも違法だと知らなかった場合は、ダウンロードは違法とされない旨を明確化 (例えば、違法か適法か紛らわしくて判断がつかなかった場合や、有名な海賊版サイトからダウンロードをしたもののインターネットの知識がなく海賊版サイトだと気付かなかった場合は、適法となる)【第30条第2項】
—	—	適法・違法の評価を誤った場合も、ダウンロードは違法とされない旨を明確化 (例えば、適法に引用されたものだと思ってダウンロードしたが、実際には違法な引用だった場合は、適法となる)【第30条第1項第3号】	
刑事罰 【第119条第3項等】	対象著作物 (対象行為)	違法にアップロードされた 音楽・映像 で <u>正規版が有償で提供されているもの</u> (録音・録画)	違法にアップロードされた 著作物全般 で <u>正規版が有償で提供されているもの</u> (複製)
	—	—	「二次創作された著作物」は除外
	主観要件	民事措置と同様	民事措置と同様
	常習性	—	継続的に又は反復して行う場合
	法定刑の水準	2年以下の懲役・200万円以下の罰金	同左
親告罪の扱い	親告罪	同左	

※上記の「違法」は、全て著作権侵害のみを指し、肖像権等の侵害は含まない。

■私的使用目的の複製 違法範囲拡大の流れ

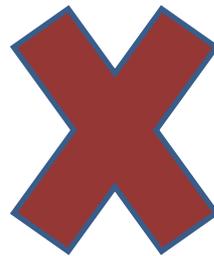
1999年	コピー制限の機能を解除することで可能になった複製を、その事実を知っている場合に違法化
2007	映画の盗撮による複製を違法化・罰則化
2009	違法にアップロードされたデジタル方式の録音・録画について、その事実を知っている場合にダウンロードする行為を違法化（刑事罰の対象とはしなかった）
2012	違法ダウンロード行為について、その音楽、映画が有償で提供されている場合、刑事罰の対象に
2019	ダウンロード違法化、罰則化の範囲拡大？

著作権法30条1項

私的使用目的の複製については権利者の権利を制限する

事務局案

私的使用目的
なら権利者の
被害が少ない
から認めるだ
けの話だ



著作権法の権威、
中山信弘先生など

権利者の被害が小さいか
らという理由だけでなく、
私的領域での
ユーザーの情報
収集の自由を保
障する

そして……？

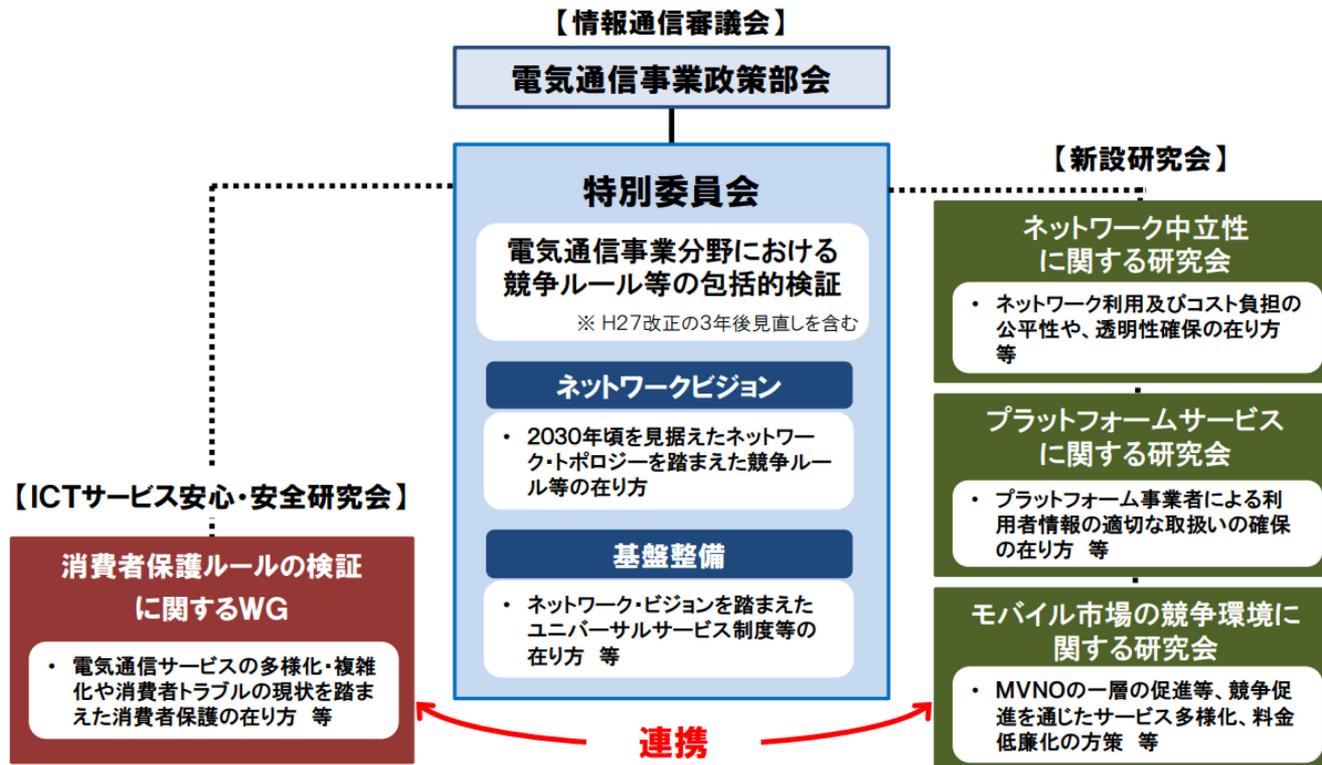
シーズン3は……？

いろいろな検討が進んでいる

「包括的検証」に関する検討体制について

資料1-3

- 情報通信審議会に特別委員会を設置して検討するとともに、各研究会の検討結果を特別委員会に集約。





ご静聴ありがとうございました